

# 川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例を制定し令和3年1月1日から施行します。

《太陽光発電設備の設置には事業計画の届出が義務づけられています（第11条）》

※ 設置工事に着手する日の60日前までに、当町との事前協議及び周辺関係者へ説明の上、事業計画の届出を行う必要があります。

《届出の対象となる設備は出力の合計が10Kw以上のものです（第3条）》

※ 建築物の屋根等に設置するものを除きます。

## 川島町太陽光発電設備の設置及び管理等に関する条例の概要

### 1. 目的（条例第1条）

太陽光発電設備が生活環境、景観その他自然環境に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理及び撤去に関して必要な事項を定めることにより、太陽光発電事業と地域との共生を図り、地域住民等の安全な生活と町の環境の保全に寄与することを目的とします。

### 2. 事業者の責務（条例第6条）

事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、災害を防止するとともに、生活環境等に十分配慮し、周辺関係者と良好な関係を保たなければなりません。太陽光発電事業の実施に係る事故や苦情若しくは紛争が生じたときは、その解決にあたらなければなりません。太陽光発電設備の維持管理に要する費用及び撤去するために必要な費用を確保しなければなりません。

### 3. 抑制区域（条例第8条・施行規則第3条）

町長は、配慮が必要と認められる区域を抑制区域として、規則に定めるところにより指定しています。施行規則では抑制区域の対象となる地域は、川島町全域としています。町内で、太陽光発電設備を設置しようとするときに施行規則で指定する関係法令に該当する時は、設置ができないおそれがあります。

### 4. 事前協議（条例第9条）

事業計画の届出の前に、当町に具体的計画を説明し、事前に協議することが必要です。その際、当町は必要な指導又は助言を行うことができます。

### 5. 周辺関係者への説明（条例第10条）

事業計画の届出の前に、周辺関係者に対し説明会を開催するなど周知について

て必要な措置を講じなければなりません。また、届出の際に説明結果を報告しなければなりません。

#### **6. 工事完了の届出（条例第12条）**

事業計画の届出をした者は、当該届出に係る設置が完了したときは、その旨を届け出なければなりません。当該工事を中止したときも同様です。

#### **7. 廃止の届出（条例第13条）**

太陽光発電設備を廃止しようとするときは、廃止をしようとする日の30日前までにその旨を届け出なければなりません。太陽光発電設備の廃止が完了したときは、完了の日から30日以内に届け出なければなりません。

#### **8. 地位の承継（条例第14条）**

事業譲渡又は相続、合併若しくは分割によりその地位を承継した者は、承継した日から10日以内にその旨を届け出なければなりません。

#### **9. 事業者が所在不明になった場合等（条例第15条）**

当該土地所有者等は、事業者が所在不明となった場合又はその組織を解散した場合においては、当該土地所有者等が事業者と異なる者である場合に限り、事業者に代わり必要な措置を講じなければなりません。

#### **10. 維持管理（条例第16条）**

太陽光発電事業を実施する間、生活環境等の保全に支障が生じないよう、太陽光発電設備及び事業区域内を安全な状態となるよう維持管理しなければなりません。太陽光発電設備が破損し、第三者に被害をもたらすおそれがある場合は、必要な措置を講じなければなりません。

#### **11. 標識の掲示（条例第17条）**

太陽光発電設備の設置が完了した日から、撤去するまでの間、設置区域内の公衆の見やすい場所に標識を掲示しなければなりません。

#### **12. 報告の徴収（条例第18条）**

町長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、太陽光発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができます。

#### **13. 立入調査等（条例第19条）**

町長は、この条例の施行に関し必要な限度において、川島町職員に事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査や質問をすることができます。

#### **14. 指導、助言及び勧告（条例第20条）**

町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができます。

また、条例の規定に違反する場合等は、勧告することができます。

事業者は、指導、助言又は勧告を受けたときは、その処理の状況を報告しなければなりません。

#### **15. 公表（条例第21条）**

町長は、事業者が上記の勧告に正当な理由なく従わない場合は、事業者の氏名及び住所や勧告の内容を公表することができます。

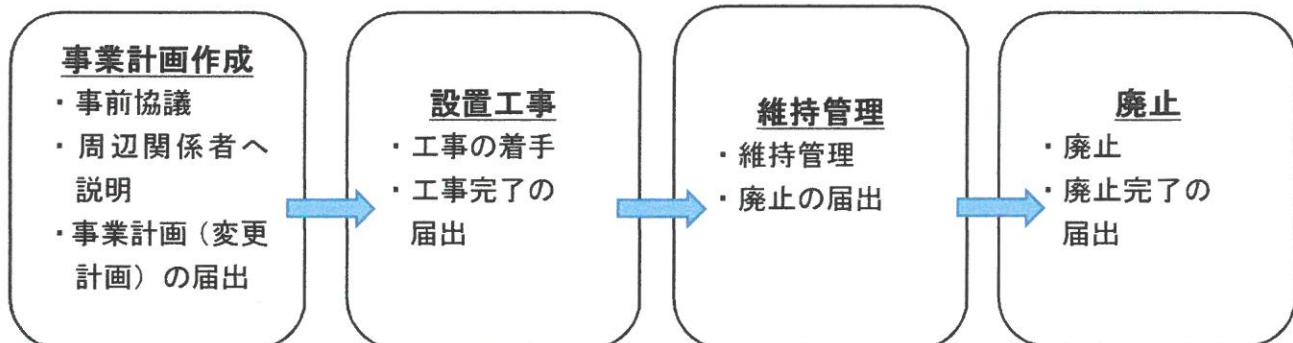
#### **16. 附則**

1) この条例の施行日である令和3年1月1日より前に太陽光発電設備を設置した事業者（以下「既設等事業者」という。）についても、第13条、第16条及び第18条から第21条を適用します。

2) 既設等事業者は、施行日以後に第11条第2項各号に規定する事項の変更を行うときは、変更の届出を行わなければなりません。

3) 既設等事業者から、施行日以後にその地位を承継した者は、第14条の規定を適用します。

#### **17. 手続きの標準的な流れ**



## 太陽光発電設備の設置を計画されている事業者の皆様へ

太陽光発電設備の設置にあたっては、当条例のほか、資源エネルギー庁や環境省が策定したガイドラインの規定に沿った工事、維持管理、廃止を行うようご注意ください。

- ・事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）：資源エネルギー庁

[https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\\_and\\_new/saiene/kaitori/fit\\_legal.html](https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_legal.html)

- ・太陽光発電の環境配慮ガイドライン：環境省

<http://www.env.go.jp/press/107899.html>

## 太陽光発電設備の設置場所に関する関係法令

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (2) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条及び第5条又は川島町農業委員会への届出
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条
- (4) 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項及び第54条第1項
- (5) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項、第93条第1項及び第109条第1項
- (6) 埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）第5条第1項及び第31条第1項
- (7) 川島町文化財保護条例（平成2年川島町条例第26号）第2条
- (8) 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例（平成14年埼玉県条例第64号）第16条
- (9) 川島町環境保全条例（平成25年川島町条例第17号）第18条第1項  
町長が特に必要と認めるもの

## 届出の提出窓口及び相談窓口

川島町町民生活課 生活環境グループ

〒350-0192 埼玉県比企郡川島町大字下ハツ林 870 番地1

TEL:049-299-1734(直通) FAX:049-297-8437

Email:tyoumin@town.kawajima.saitama.jp

